

## 小樽市歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）の策定について

### 1 歴まち計画に係る取組の経過

年度	取組内容
H30	・景観審議会より「伝建制度」及び「歴史まちづくり法」の活用に関する検討の要請 ⇒ 景観審議会において議論
H31 (R1)	・建設部、産業港湾部及び教育部を構成員とする「歴史を活かしたまちづくり庁内検討会議」を組織し、国の支援制度の活用などに関する検討を開始 ・第7次小樽市総合計画において、「伝建制度」や「歴史まちづくり法」などの活用を含めた取組の検討を明記
R2	・「歴史を活かしたまちづくり庁内検討会議」での検討を経て、「歴史まちづくり法」の活用に向けた取組を進める方針を決定
R3	・令和3年第3回定例会（建設常任委員会）において、令和5年度から6年度の2か年をかけ、「歴まち計画」を策定する予定であると報告
R4	・令和5年第1回定例会（建設常任委員会）において、当初予定のとおり、令和5年度から「歴まち計画」の策定に着手すると報告

### 2 歴まち計画の策定

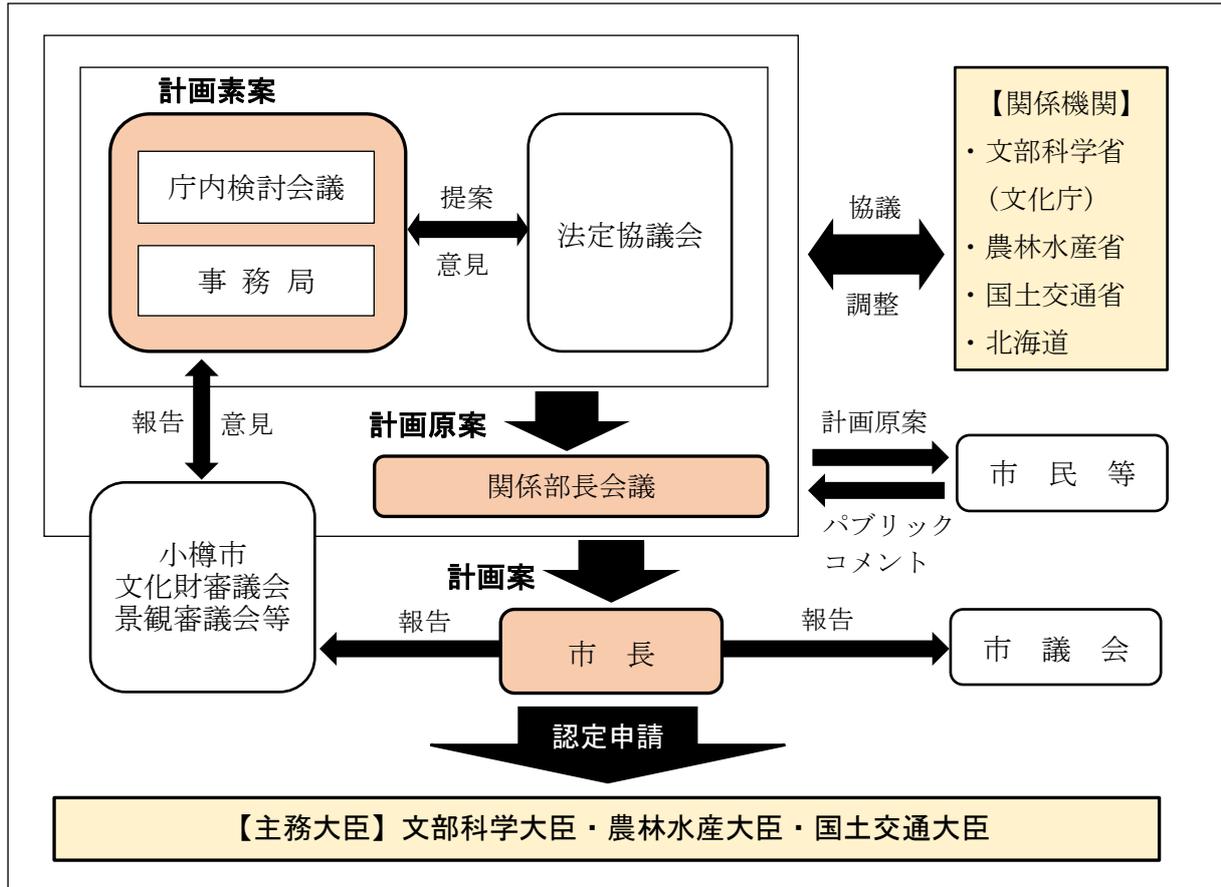
#### 計画策定の目的

歴史まちづくり法に基づく支援制度を活用し、本市固有の歴史文化資源を守り育て、後世に継承するとともに、歴史的な環境を活かしたまちづくりを進めることにより、地域の活性化や、市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成することを目的とする。

#### 期待する効果

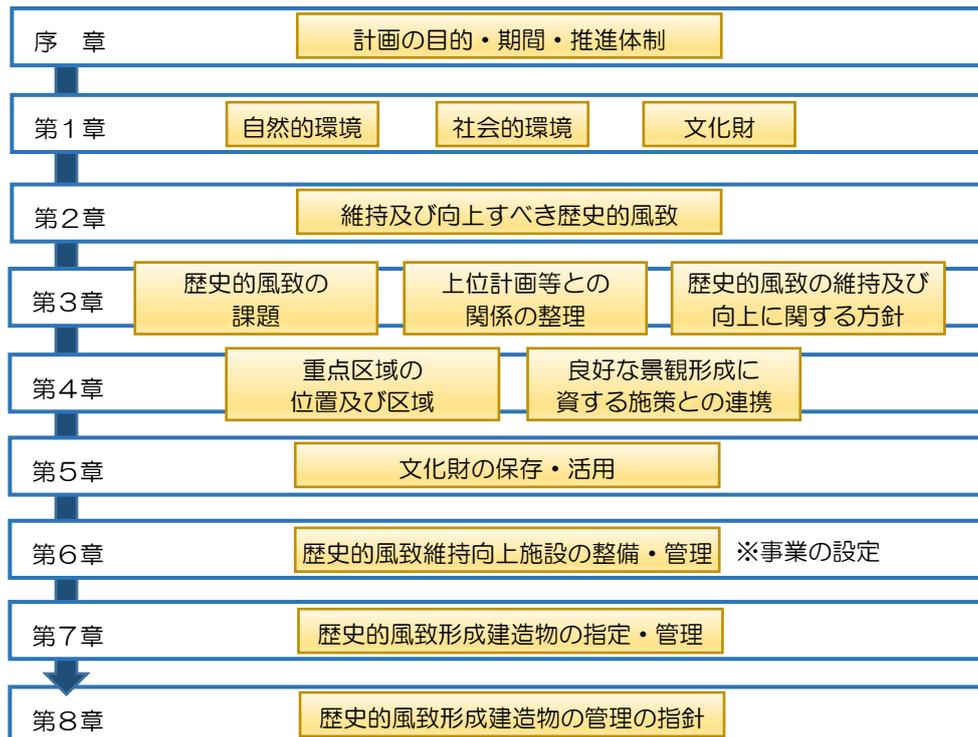
- (1) 重要文化財などとともに、未指定の歴史的建造物やその周辺の市街地環境が歴史的風致として整理され、支援を必要とする歴史文化資源が明確になる。
- (2) 国の支援制度（補助金等）の活用により、歴史的な環境の維持・向上を図ることができる。
- (3) 歴史を活かしたまちづくりに関する取組を一つの計画に落とし込むことができる。
- (4) 法定協議会の定期的な開催や進行管理・評価の実施等により、取組状況に対するフォローアップが行われ、計画に基づく歴史まちづくりの実効性が担保される。
- (5) 計画策定や計画に基づく事業等に行政が率先して取り組むことにより、歴史まちづくりに対する気運が高まり、地域の住民・団体、民間事業者の主体的な取組が活発になる。

### 3 計画策定体制



### 4 計画の構成

歴史まち計画は、国の「歴史的風致維持向上計画」策定に向けた手引きに基づき、序章～第8章で構成する。



## 用語の定義

### ■ 歴史的風致

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

※活動、建造物及び環境のいずれも 50 年以上の歴史を有していることが必要

### ■ 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動

伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能だけでなく、鍛冶や大工、郷土人形製作等の無形民俗文化財や生活文化等も含むもの

### ■ 建造物

建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したもの

### ■ 法定協議会

「歴まち計画」の作成及び変更に関する協議並びに「歴まち計画」の実施に係る連絡調整を行うための協議会

### ■ 重点区域

重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地、又は、重要伝統的建造物群保存地区内の土地にあって、かつ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域

### ■ 歴史的風致維持向上施設

道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復元した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもの

### ■ 歴史的風致形成建造物

重点区域内において、重要文化財等とともに地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために、その保全を図る必要が認められる建造物（市町村が指定）

### ■ 歴史的風致維持向上支援法人

市町村が指定する、歴史的風致の維持向上について専門的知識や実績等を有するNPO法人等

### ■ 歴史的風致維持向上地区計画制度

地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建造物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とするもの

## 5 計画策定スケジュール

項目		令和5年度												令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議	協議事項	・策定の基本方針 ・歴史的風致			・策定の基本方針 ・歴史的風致			・歴史的風致 ・重点区域			・重点区域 ・文化財・建造物の 保全活用			・事業 ・歴史的風致形成 建造物			・計画素案まとめ			・パブコメ報告 ・計画取りまとめ					
	法定協議会				第1回			第2回			第3回			第4回			第5回			第6回					
報告	景観審議会・文化財審議会等																▲								
ヒアリング	三省庁協議 ※キックオフは、国交省のみ (基本事項に係る協議)	キックオフ ●			1 ■	2 ■			3 ■			4 現地調査 ●			5 ■	6 ■									
					2章			1・2章			1・2・4章			1～6章	全章		全章							認定審査	認定 ●
作業内容	歴史的風致(1,2,3章)	→												→											
	重点区域(4章)												→												
	文化財保存活用方針・事業(5,6章)												→												
	歴史的風致形成建造物(7,8章)												→												
	パブリックコメント																								
	計画書全体・手続き																								
委託	計画策定支援業務委託	写真撮影・資料収集・1～4章作成補助・会議等運営補助等												資料収集・5～8章作成補助・計画全体の調整・会議等運営補助・印刷製本等											

### ●計画期間（令和7年度～令和16年度）の取組

- ・歴史的風致形成建造物の指定（令和7年度）
- ・2期計画の策定（令和15～16年度）
- ・計画登載事業の実施（令和7～16年度）
- ・計画実施状況の評価【進捗評価（毎年）、総括評価（中間・最終）】